

紹介手数料の返還

本件業務により採用された採用者が、入社後、次に記載する期間内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職した場合、弊社は第5条に基づき支払われた紹介手数料の全部または一部を、下記のとおり、に変換するものとする。

- (1) 入社日以後1ヶ月未満で退職した場合 100%
- (2) 入社日以後1ヶ月越3ヶ月未満で退職した場合 80%
- (3) 入社日以後3ヶ月越12ヶ月未満で退職した場合 5%

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

事業所の名称 株式会社 YM Group